申請

平成31年2月12日

原子力災害対策本部長 内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様

宮城県知事 村井 嘉浩

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づく 平成30年11月28日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について出荷制限を解除すること。 宮城県丸森町において産出されたしいたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)のうち、「宮城県きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル(露地栽培編)」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ宮城県栗原市(旧一迫町の区域に限る。)において産出されたたけのこ
- 2 解除を申請する理由 別紙1,2参照

出荷制限解除後の出荷管理と検査計画

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示され宮城県丸森町において産出されたしいたけ(露地において原木を用いて栽培されたものに限る。)のうち、「宮城県きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル(露地栽培編)」(以下「県栽培管理基準」という。)に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけ。

2 経過及び解除申請の理由

平成24年3月7日に、丸森町の原木しいたけ(露地栽培)1検体から一般食品の基準値(500Bq/kg)を超える放射性セシウム(1600Bq/kg)が検出されたため、同年3月8日に出荷制限が指示された。

原木しいたけが基準値を超えた原因は、しいたけの栽培基盤であるほだ木の汚染と考えられたため、市内の指標値(50Bq/kg)を超過したほだ木を廃棄し、汚染度の低い原木を県外から導入し、入れ替えるとともに県栽培管理基準によりほだ木の汚染を防止する管理を指導した。

今回,丸森町内の生産者1名のほだ場について,県栽培管理基準に基づいた管理が確認できたことから,当該ロットの発生前ほだ木及び発生したしいたけの検査を実施した。

今回の検査の結果、きのこ(6 検体)は平均値 9. $4 \, \mathrm{B} \, \mathrm{q/kg}$ 、最大値 $1 \, 3 \, \mathrm{B} \, \mathrm{q/kg}$ ですべて基準値の $2 \, \mathrm{分} \, \mathrm{0} \, \mathrm{1}$ 以下となり,発生前ほだ木(6 検体)についても、平均値 $4. \, 2 \, \mathrm{B} \, \mathrm{q/kg}$ 、最大値 $4. \, 5 \, \mathrm{B} \, \mathrm{q/kg}$ であったことから、基準値を超過するしいたけが生産される可能性は極めて低いと推定できる。

3 宮城県丸森町における管理計画

(1) 県栽培管理基準の実施

ア 生産者の管理

宮城県は丸森町と連携し、丸森町内で原木しいたけの栽培を行う生産者について、生産者ごとに、ほだ場所在地、ほだ木本数、原木産地、植菌年度、検査結果等を記録した生産者台帳を整備する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより、生産者及びほだ場の管理を行う。

イ 県栽培管理基準に即した生産の実施

宮城県は、国が示すガイドラインに基づき策定した県栽培管理基準により、丸森町内で原木しいたけ(露地栽培)の生産再開に取り組む生産者に対して、定期的に立ち入り検査を実施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェ

ックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

ウ 県栽培管理基準の概要

- (ア) 原木の管理
 - ① 指標値以下の原木を使用する。
 - ② 粉じん、土、腐植層などが付着、接触しないように、原木をブロックなどの上に置き、シートで覆う。
- (イ) 低減対策の実施
 - ① ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面に付けない。
 - ② ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷く。
- (ウ) しいたけ発生前ほだ木の検査 指標値以下のほだ木を使用する。
- (エ) しいたけの検査
 - 一般食品の基準値以下であることを確認する。
- エ 指標値を超えたほだ木及び基準値を超えたしいたけの処分

指標値を超えたほだ木は、事前に町の廃棄物担当部署と相談の上、適切に処分する。

基準値を超えたしいたけは、廃棄するとともに、当該しいたけが生産されたほだ木については、再検査するよう指導する。

(2) 出荷制限解除後の出荷管理

ア 原木しいたけ生産者登録制度

宮城県は丸森町と連携し、出荷制限解除後の丸森町産原木しいたけの出荷について、県栽培管理基準に即して生産された原木しいたけのみが出荷される体制を構築し、安全な丸森町産原木しいたけの流通を図るため、原木しいたけ生産者登録制度による出荷管理を行う。

イ 制度の概要

県栽培管理基準に即した生産を確認できた丸森町内の生産者は,宮城県が認証 登録を行い,当該生産者及び丸森町に通知する。また宮城県と丸森町は,ホーム ページで承認登録者氏名等を公表し,JA,直売所,卸売市場等への周知を行う。

認証登録された生産者が出荷する場合は、出荷物に登録者住所・氏名を表示し、 併せて認証登録通知の写しを添付する。

宮城県と丸森町は、認証登録された生産者に対し、定期的に立ち入り検査を実

施し、管理が適切に実施されていることを「栽培管理チェックシート」等で確認する。

県栽培管理基準に適合しないことが確認された場合や認証登録の不正な使用が確認された場合は、当該生産者に対し、原木しいたけを出荷しないよう指導し登録を抹消する。

宮城県と丸森町は、JA, 直売所、卸売市場等に対し、丸森町産原木しいたけの 入荷の際には、生産者から提示された認証登録証をもとに、出荷可能な生産者の 出荷品であることの確認を要請する。また、認証登録証の提示がない場合や認証 登録された生産者でないことが判明した場合は、丸森町に報告するよう依頼する。 宮城県と丸森町は連携して、適切な出荷管理が実施されているか確認する。

(3) 解除後の検査計画

- ア 県栽培管理基準に基づく出荷前検査 ロットごとに1検体の出荷前検査
- イ 宮城県の定期的検査 出荷期間中に丸森町内で毎月1検体の定期的検査

(4) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

宮城県は、速やかに丸森町産原木しいたけの出荷自粛を要請するとともに、宮城県の定期的検査により基準値を超えた場合は、出荷中の原木しいたけの回収を併せて要請する。

(5) 新たに出荷再開を認める判断基準

今後生産予定の生産者及び生産休止中の生産者については、宮城県が下記の要件をすべて満たすと認め、国の確認をもって、当該生産者を認証登録した場合に出荷できるものとする。

- ア 県栽培管理基準に即した生産が確認できること。
- イ 原木しいたけの検査結果が一般食品の基準値を十分下回っていること。
- ウ 生産者台帳が整備されており、常に点検・更新ができる体制が整備されている こと。

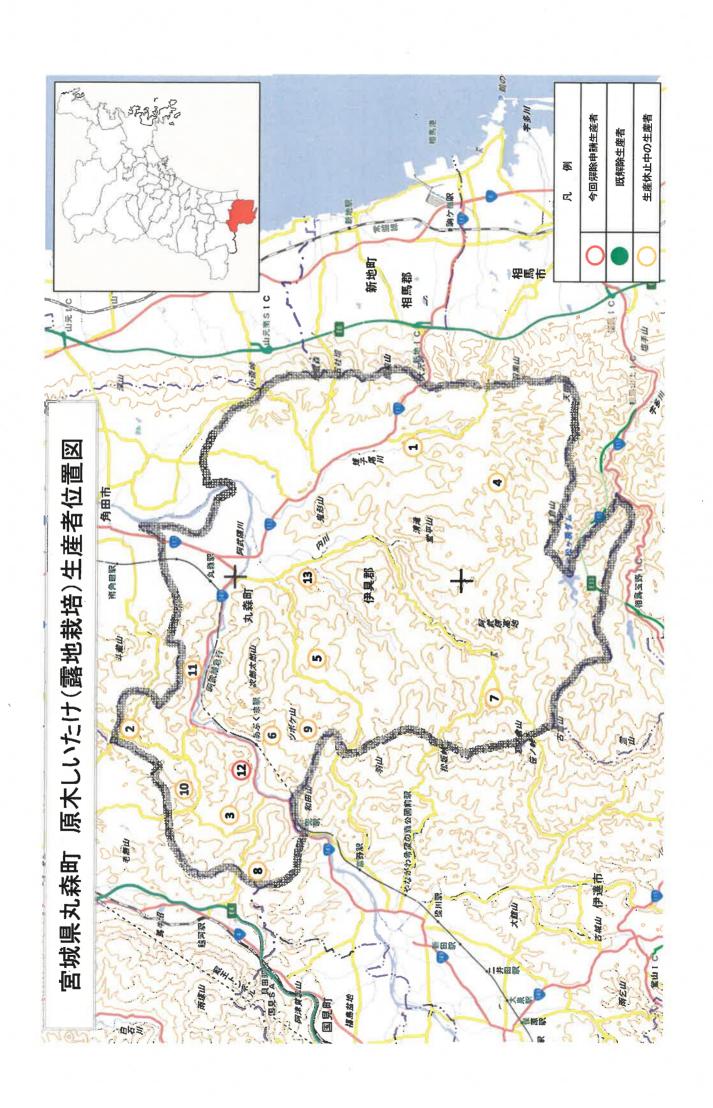
(6) 関係者への周知

宮城県は丸森町と連携し、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を 図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

宮城県丸森町の原木しいたけ(露地栽培)検査結果

	T	process of the same of the sam			
生産者番号	 所在地	ロット	結果判明日	きのこ	発生前ほだ木 (参考)
工性旧田与	MITE	番号	和木刊切口	Cs合計	Cs合計
	1	,		(Bq/kg)	(Bq/kg)
			H30.11.16		<9.0
			H30.11.16		<7.0
. 12	伊具郡丸森町	1	H30.11.16		<8.0
		·	H30.11.23	13	
			H30.11.23	<18	
			H30.11.23	<17	
			H29.11.4		<8.0
			H29.11.4		<9.0
12	同上	2	H29.11.4		<9.0
'4	INJ		H30.11.14	<17	
			H30.11.14	9.7	
			H30.11.14	<15	
人工 検体数				6	6
平均値				9.4	4.2
最大値				13.0	4.5
標準偏差				1.9	0.4
1水干				1.3	0.4

注:平均値等の算出には、ND(不検出)のデータについては、検出下限値の1/2を代入して計算した。



平成 年

放射性物質低減のための

原木きのこ栽培管理チェックシート兼作業日誌(露地栽培)

購入や放射性 下さい。) 栽培管理記 出荷・販売	物質の検査, 出 記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	た証明となりますので、原木の 荷等を行った際に必ず記録して ・・・・・・・【記録シート①】 ・・・・・・【記録シート②】 ・・・・・・【記録シート③】
	ト <u>必須</u> はぬ	
* * -		ックして下さい。)
		3
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
必須 購	入ほだ木の管理	! 5
仮	伏世	····6
	=-	
		管理·····⑨
		•••••••
		1
選	別・包装・保管・	
•		事項
■作業日誌	7	
(作業を行った	日に記載して下	さい。)
栽培品目	9	生産者氏名
12 =r		
住所		
電話番号		

- ※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で, 出荷制 限解除の際は必ず行う必要があります。
- ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる 限りの取組を行いましょう。
- ※栽培管理経費については、経費が発生した証拠となるため領収 書等と併せて記録保存しておきましょう。

【チェックシート①~②】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

【伐探・立木購入, 購入原木, 原木の洗浄管理】

行磁番号	中部	N A	受 無 棒 級	EYFNo.1 No.2	No.2	No.3	No.4	No.5
			・指標値(50bg/kg)以下の原木を使用しましたか					
	自伐、立木購入の原本の原本	4 購入時の確認、取扱	4 14					
	_		・効率、エ、属復庸など行着、漢拠しないように、原不をプロツクなどの上に置き、シートで覆いましたか					
0			・指標値(50bq/kg)以下の原木を使用しましたか					
(後級)	職人原不の官:	(必須) 購入原本の官型 購入時の確認、収扱	が、		15	G 8)		
6	—————————————————————————————————————	原木の放射性物質量	- 流水しながら洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等により原木を洗浄しました 1월 か					
)	1		・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収しましたか	*				

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で,出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート④ー1~⑤】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

【植酸(野外-施	(後)	【植蔥(野外・施設)、購入ほだ木の管理】						2ページ
行程番号	中	瞬	区 分	取者項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
2)			空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか					
ł				・原木、ほだ木はシート、ブロックなどの上に置き、直接地面に付かない ようにしましたか					
⊕	押	野外	党以分留圣本本书	・種菌は室内に保管しましたか					
			スペンエイグランコルが	- 植菌作業は地面に接触させず、シートなどの上で行いましたか					
33				・使用器材はシートなどを使用し、直接地面と接触させないように置き ましたか。					
			空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか				8	
				・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか		12	(B)		
				・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去しましたか		ų.			
	8		環境整備	・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか		ŧ			+
-		fig.		・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか	8				
7-(1)		を対する		- 施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか					
				・原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着 した粉塵、土などを洗浄しましたか					
0,00			以近夕命母圣本本年	・ハウス内の清掃、洗浄を行いましたか					
				・種菌は室内に保管しましたか					
				・原木・ほだ木はシートやブロックなどの上に置き、直接地面につけないようにしましたか。			×		
<u>(</u>	_	三木の管	_	・指標値(50bg/kg)以下のほだ木を使用しましたか		*			
(家)	_	垂	-	MACHOGE WAWANAWA ・粉塵、土、麻権層など付着、接触しないように、ほだ木をブロックなど の上に置き、シートで覆いましたか					

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート⑥−1】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

作職

行程番号	行權	N A	京 報 財 項	□">FNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
		空間線量率の測定	・空間線量率の瀕定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか					
		報を開き	・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか					
		原、海道師	スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉の除去をしましたか。		`			
			・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとにシートで覆いましたか					
((ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないように しましたか					
- - 9	板 尓屯 野外		・「ほだ木への土の跳ね返りを防ぐため、砂利、木材チップ、かや、ツートなど敷きましたか					
		放射性物質量の低減	放射性物質量の低減したか。したか					
		×	・山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し浮遊物、沈殿物を除いて使用しましたか					
			・貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか					
			・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用しましたか					

※労気事項は到りカイトノイノに労気になっている事故で、日内に政府所以の応は労っし、少安からのシャン※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート⑥ー2】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

【仮伏せ(施設)の管理】

生産者氏名(

Ĥ

かーページ

行報番号	行離	路	政組革項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.55
		空間線量率の測定	・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか					
,			・表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか					
			・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針薬樹林がある場合、枝薬 を除去しましたか					
		環境整備	・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか					
		190)	・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか	q				
		-	・施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか					
2 2 9	设分点。高级方	3	・原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着 した粉塵、土などを洗浄しましたか					
			・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにするほか, 換気施設にフィルターをつけましたか					
~		· 安慰 在 经 在 经 在 经 在 经 年 经 年 经 年 经 年 经 年 经 年 经	・ほだ木はプロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないように しましたか					
			・ハウス内の清掃、洗浄を行いましたか					
			・散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しま したか					
·			・ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか					
※必須事項	は国のガイ	、レインで必須となっている	※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で,出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。					

**お名までは「ロッシュ」・ノーンの公司のように、「の事項は、日本の政策はの際に必ってつか安かのります。
※必須事項以外に重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート①-1, ⑧】放射性物質低減のための原木きのこ(魔地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

い一ペの

【本伏七(野外), [京だ木の洗涤管理】

No.5 **No.4** No.3 8.2 ロットNo.1 ・山木を使用する場合は、放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を 除いて使用しましたか ・ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆 ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用し ・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ご ・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか ・スギ、ヒノキなど常緑針薬樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去しましたか ・既存人工ほだ場は必要に応じ、遮光ネットの張り替え、洗浄を行いま が水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しま ・
麻
た
木
く
の
土
の
跳
な
返
り
防
止
の
た
め
、
砂
和
、
木
材
ナ
ッ
プ
、
か
や
、
ツ
ー ・浸水、洗浄機、高圧洗浄機、ブラシ等によりほだ木を洗浄しましたか ・原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、 鹿沼土など使用しましたか ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか ・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収しましたか 積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか 極 とに繋が移・菌光ネットが凝いましたか 땔 などを敷きましたか ほだ木の放射性物質量の低減 放射性物質量の低減 空間線量率の測定 尔 環境整備 M ほだ木の洗浄 本伏世 野外 쩵 作 行程署号 9 **@**

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で,出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート①-2, ⑧】放射性物質低減のための原木きのこ(腐地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

いしゃい

【本伏中(複数)の無理】

No.55 No.4 №.03 No.2 12/No.1 ・原木・ほだ木を施設(ハウス)内に持ち込む場合、原木・ほだ木に付着 した粉塵、土などを洗浄しましたか ・ハウス外の貯水槽は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水槽に堆積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか ・施設(ハウス)周辺にスギ・ヒノキなど常緑針葉樹林がある場合、枝葉を除去しましたか ・ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないように しましたか ・散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使用しま ・浸水、洗浄機、高圧洗浄機、ブラン等によりほだ木を洗浄しましたか ・換気は必要最小限にし、風下側で行うようにするほか、換気施設に ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか ・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか ・洗浄時に発生した、沈殿物・浮遊物を濾過し回収しましたか **表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか** 施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか 层 いウス内の清掃、洗浄を行いましたか 黑 怒 フィルターをしけましたか 放射性物質量の低減 ほだ木の放射性物質量の低減 空間線量率の測定 尔 蹪墤鞜儶 M 仮伏世 施設内 ほだ木の洗浄 翢 作 **斤雅番号** <mark>0-7</mark> 0

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で,出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート③, ⑩】放射性物質低減のための原木きのこ(霧地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.楣に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

ジーペー

【発生前検査・発生・体業の管理】

No.5 No.4 No.3 No.2 ロットNo.1 ・休養工程では、ほだ木はブロックや枕木などの上に置き、直接地面につけないようにしましたか ・山水を使用する場合は、放射性物質の値を確認し、浮遊物、沈殿物を ・ハウス外の貯水橋は洗浄後使用し、ふた等をしましたか。貯水橋に堆 ・空間線量率の高い場所からの風を入れないように防風ネットを活用し ・直接スギなど枝葉から垂れる雨水が当たらないように、ほだ木を列ごとに寒冷紗・遮光ネットで覆いましたか ・下層植生、落葉等腐食層、表面土壌を取り除き、砂利、木材チップなどを敷きましたか ・スギ、ヒノキなど常緑針葉樹林内の場合、遮光も勘案しながら枝葉を除去しましたか ・ほだ木への土の跳ね返り防止のため、砂利、木材チップ、かや、シートなどを敷きましたか ・浸水、散水する水は放射性物質の値を確認した井戸水、水道水を使 原木クリタケ栽培などで覆土などする場合、汚染していない赤玉土、 ・空間線量率の測定を行い、空間線量率の低い場所で行いましたか 既存人工ほだ場は、遮光ネットの張り替え、洗浄を行いましたか - 指導値(50Bq/kg)以下のほだ木を使用していますか 積したごみは回収し、汚染物として処理しましたか 例 黑 駁 鹿沼土など使用しましたか 除いて使用しましたか 用しましたか ほだ木の放射性物質 検査 放射性物質量の低減 空間線量率の測定 尔 彋境整備 M 発生前ほだ木の一管理 発生、休養 野外 翢 作 行極審与 (多)(多)()

※必須奉項は国のガイドラインで必須となっている奉項で,出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。 ※必須奉項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート⑪~⑥】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

シーペの

【収穫・検査・乾燥・選別の管理】

行程番号	行程	\$ M	吸盖单点	□ットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
₽	収穫	放射性物質量の低減・収穫物は、収	・収穫物は、収穫後すみやかに室内に保管しましたか					
(D(&)	①(必須)きのこの管理	きのこの放射性物質 検査	・食品の基準値(100bg/kg)以下であることを確認しましたか					
			・既存施設(ハウス)は、シートの張り替え、洗浄を行いましたか					
		環境整備	・ハウスのシート、施設(ハウス)の出入り口を二重にしましたか			16.1		
@	乾燥		・施設(ハウス)内専用の履き物を用意しましたか					
		就 4 多 物 俄 多 本 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	・乾燥は室内で行い、天日乾燥はしていませんか。					
		次的に物質性の必要	・乾燥機、エビラ、床は使用ごとに清掃しましたか					
		環境整備	・選別・包装は室内で行いましたか					
	選別·包装·保管	班 5 中 申 李 老 志 华	・包装資材は室内で保管しましたか				-	
		大名 上谷 東の古路	・使用機材、作業台、床は使用ごとに清掃しましたか					

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で、出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【チェックシート共通】放射性物質低減のための原木きのこ(露地栽培)栽培管理取組事項

※ロットNo.欄に実施した取組事項にOをしてください。

生産者氏名(

のよージ

【共通の管理】

							*		
行程番号	÷	₩	***************************************	政権等項	ロットNo.1	No.2	No.3	No.4	No.5
			ロット管理	・ほだ木のロット管理を徹底しましたか					
			体内への放射性物質 の取込防止	・帽子、マスク、手袋、長靴を着用しましたか					
			体内への放射性物質 の取込防止	手足、顔など裸出部分を石けんなどで洗浄しましたか					
	# 海		使用機械等の放射性 物質量の低減	使用機械等の放射性 物質量の低減 いように保管しましたか					
			放射性物質汚染物の	・処分方法が決まった場合は、執行者の指示に従い処分する					
2.		ľ		・処分場が決まっていない場合、仮置き場を設置し、まとめて保管する。その際、シートなど被せましたか					
<u>(3)</u>		*	トレーサビンティ対応	・生しいたけ栽培は3年間、乾しいたけ栽培は5年間記録、保存する。しいたけ以外のきのこは発生年数を考慮して記録、保存期間を設定しましたか					

※必須事項は国のガイドラインで必須となっている事項で,出荷制限解除の際は必ず行う必要があります。 ※必須事項以外は重要事項となります。実施可能な範囲でできる限りの取組を行いましょう。

【記録シート①】栽培管理記録シート(ロット管理, 原木・ほだ木・きのこの管理) (生産者氏名 ※放射能測定検査機関の検査結果等は記録シートと併せて保管して下さい。※検体はロットごと3検体測定して下さい。(出荷制限解除時は複数回測定必要)

1	1 .	ロット管理(場所	ロット管理(場所, 種類, 植菌年が同じものを1つのロットとしてください。	きのを1つの	ロットとしてください。)		自伐・立木	自伐・立木購入の原木・購入原木の管理	の管理
			種類(林内, 裸地, 人工, ハウス)			調達方法 (自伐, 立木 購入, 原木 購入)	產地·業者名	放射性物質濃度測定機関	放射性物質濃度測定 (セシウム134+セシウム137) 機関 (Bq/kg)
		W.		- 2	,			*	① Bq/kg
								,	② Bq/kg
									③ Bq/kg
					٠				① Bq/kg
					- 24-04				Ø Bq/kg
		*							3 Bq/kg
				: 4				at a	⊕ Bq/kg
					2 E		22		© Bq/kg
					24.				© Bq/kg
			1-						① Bq/kg
								¥	© Bq/kg
									③ ·Bq/kg
			-						① Bq/kg
									② Bq/kg
				,					3 Bq/kg

【記録シート①】栽培管理記録シート(ロット管理, 原木・ほだ木・きのこの管理) (生産者氏名 ※放射能測定検査機関の検査結果等は記録シートと併せて保管して下さい。※検体はロットごと3検体測定して下さい。(出荷制限解除時は複数回測定必要)

					T						l	T.,				
	٤	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg	Bq/kg
きのこの管理	放射性物質濃度 (セッカム134+セッウム137) (Bq/kg)	Θ	⊗	©	⊖	©	©	Θ	®	0	⊖	®	6	⊖	®	6
*	放射性物質濃度測定機関										S					
発生前ほだ木の管理	放射性物質濃度 (センウム134+センウム 137) (bq/kg)										ر					
発生	放射性物質 濃度 測定年月日															
The state of the s	放射性物質濃度 (セシウム134+セシウム137) (Bq/kg)	⊕ Bq/kg	@ Bq/kg	3 Bq/kg	⊕ Bq/kg	© Bq/kg	Bq/kg	① Bq/kg	© Bq/kg	® Bq/kg	⊕ Bq/kg	② Bq/kg	3 Bq/kg	⊕ Bq/kg	© Bq/kg	3 Bq/kg
木管理	放射性物 質濃度 測定年月 日													,		
購入ほだ木管理	岩名													•		
	鹿地・業者名														3	
	シャ籐中		-			7			က			4			гO	

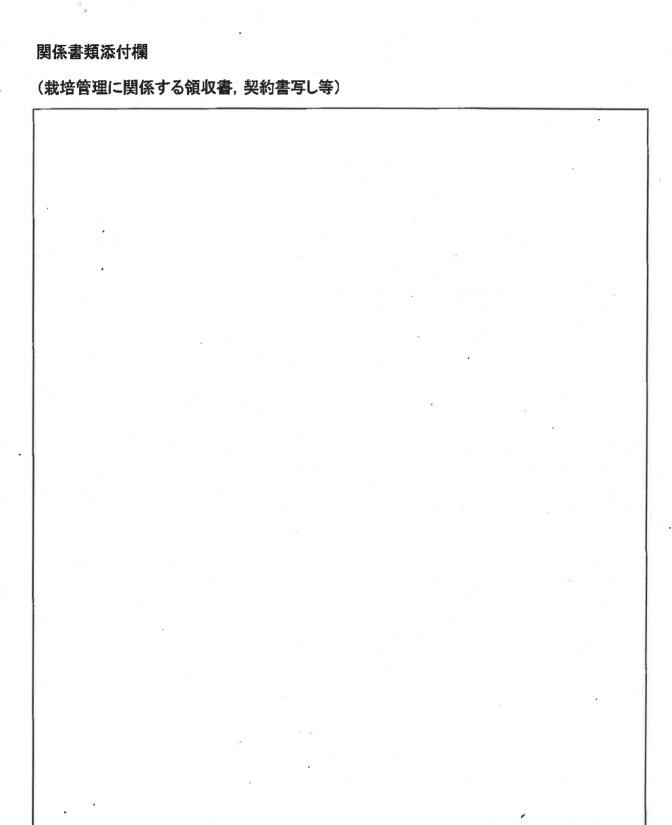
【記録シート②】出荷・販売記録シート(生産者氏名

No.	ほだ場 ロット番号 ※シート① から選択	出荷•販売月日	出荷•販売相手	出荷箱数	正味総重量(kg)
1		=			
2		_			
. 3		Long	a		
4		*	•		
5		çe			9
6					
7					
8			,		
9		16			
10					
11					*
12		R			
13					
14					
15				111	
16					
17					
18					
19					
20					

【記録シート③】栽培管理経費記録記録シート(生産者氏名

※裏面に領収証等を貼付してください。 ※行程番号はチェックシートの行程番号を記載して下さい。

行程 番号※	年月日	支出内訳	金額(円) 消費税込	備考
				19
	24			
			9	
	,	·		
				,
		3.5		
•				
			111	
	B			
7				·
	<u> </u>			, -
				,



出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲 栗原市(旧一泊町)から産出されるたけのこ

2 経過及び解除申請の理由

(1) これまでの経過

平成24年6月28日に栗原市内のたけのこ2検体を検査した結果、食品の基準値を超える放射性セシウム(330ベクレル/kg・110ベクレル/kg)が検出されたため、同年6月29日に出荷制限が指示された。

平成24年春~平成27年春に、同市内においてモニタリング調査を行った ところ、各地点で、低下傾向・低水準にあることを確認した。

平成28年春にたけのこが安定して基準値を下回ることが確認できるよう同市旧一迫町内のたけのこ生産者の竹林から満遍なく検体を採取し78検体の検査を実施したところ、4竹林5検体で基準値の1/2を超過(80Bq/kg, 66Bq/kg, 68Bq/kg, 55Bq/kg, 69Bq/kg) したことから、平成29年春に、当該地点を中心に安全を確認するため、37検体の追加調査を実施した。

平成29年春の検査の結果,1竹林3検体で基準を超過(350Bq/kg,170 Bq/kg,220Bq/kg),1竹林1検体で基準値の1/2を超過(58Bq/kg)したことから、平成30年春に、当該地点を中心に安全を確認するため、22検体の追加調査を実施した。

(2) 検査結果

平成27年春~30年春に検査した153検体について、平均20Bq/kg、95パーセンタイル値46Bq/kgであり、放射性物質濃度が低下傾向・低水準であることを確認することができた。

また、平成27年春以前に基準値が超過した3地点についてはその後の検査で、基準の1/2を大きく下回っており、また平成29年春に基準値及び基準値の1/2を超過した地点における平成30年春の検査では、全て基準の1/2を大きく下回ったことが確認できた。

3 宮城県における管理計画

(1)解除後の検査計画

ア 出荷前検査

3 検体以上の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷する。

イ 定期検査

出荷前検査の実施後は、毎週3検体以上の定期検査を実施する。

ウ 過去の検査履歴に係る特例

過去の検査で基準値を超過したことのある竹林については、解除後2シーズンは、出荷の有無にかかわらず、たけのこの発生が確認され次第速やかに2検体以上の検査を実施する。また、以下に該当する竹林から

出荷しようとする場合には、竹林毎に基準値以下であることを事前に確認するものとする。

- (ア) 過去の検査で基準値を超過し、かつ解除後3シーズン目を迎えた竹 林
- (イ) 過去の検査で 50 Bq/kg を超え,かつ基準値以下の値を計測したことのある竹林
- (ウ) 過去に検査を実施したことがない竹林

(2) 解除後の出荷管理

宮城県は栗原市,たけのこ生産者等と連携し,同市内でたけのこ生産を行う 生産者について,生産者ごとに,竹林所在地,出荷先,出荷量などを記録した 台帳を作成して,生産者あてに登録書を送付する。なお,記載内容等の変更が あった場合は,その都度台帳を更新し、登録書を再度送付する。

(3) 生産指導の実施

宮城県は栗原市と連携し、生産者に対して、たけのこの放射性セシウム濃度 の低減効果が期待される竹林の伐竹などの栽培管理を指導する。

(4) 出荷制限地域のたけのこが出荷されないことの確保

ア 生産者対策

宮城県と市町村は連携し、県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、当該市町村に対し、出荷を行わないよう生産者等関係者に要請するとともに、生産者への周知を行う。

イ 流通対策

宮城県と市町村は連携し、宮城県内で出荷制限が継続されている市町村がある場合は、これまで同様、JA、直売所、卸売市場等に対し、出荷制限地域のたけのこを扱わないことや、市町村名(旧市町村単位で出荷制限が解除されている場合にあっては旧市町村名)の表示がないたけのこについては、生産地の市町村名(旧市町村名)を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また,定期的にインターネット上で監視を行い,出荷制限地域のたけのこが販売されていないかを確認する。

(5)検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応 宮城県は、連絡かに栗原市(旧第69町、旧市海町町、旧京港大

宮城県は、速やかに栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町、旧一迫町)のたけのこの出荷自粛を要請する。

(6) 生産者等へ周知

宮城県は栗原市と連携し、本計画の内容について、生産者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

〇宮城県栗原市(旧一迫町)のたけのこ検査結果【平成27~30年度】

		たけのこ
番号	測定日	検査結果 (Bq/kg)
1 - 27	平成27年5月13日	<19
32 - 27	平成27年5月20日	13
36 - 27 38 - 27	平成27年5月20日	<19
00 27	平成27年5月20日	20
53 - 27 54 - 27	平成27年5月13日 平成27年6月3日	23 <18
55 - 27	平成27年6月3日	<18
55 - 27 56 - 27	平成27年7月7日	15
63 - 27	平成27年4月28日	<15
71 - 27	平成27年7月7日	<16
75 - 27	平成27年7月7日	<19
76 - 27 81 - 27	平成27年7月7日	<17
81 - 27	平成27年4月28日	<18
84 - 27 85 - 27	平成27年7月7日 平成27年7月7日	21
85 - 27 90 - 27	平成27年7月7日 平成27年6月30日	14 31
1 - 28	平成28年6月15日	<17
2 - 28	平成28年6月15日	8.9
11 - 28	平成28年5月31日	29
12 - 28	平成28年5月31日	36
13 - 28	平成28年6月13日	<18
17 - 28	平成28年5月17日 平成28年6月1日	46
18 - 28	<u> </u>	35
20 - 28 23 - 28	平成28年6月1日	<14
23 - 28 24 - 28	平成28年4月20日 平成28年6月13日	<19 <16
27 - 28	平成28年6月1日	10
28 - 28	平成28年6月1日	14
29 - 28	平成28年5月17日	43
30 - 28	平成28年6月1日	22
31 - 28	平成28年5月31日	<18
32 - 28 34 - 28	平成28年5月31日 平成28年6月2日	10 <18
34 - 28 36 - 28	<u> </u>	15
37 - 28	平成28年6月1日	16
38 - 28	平成28年5月30日	18
00 00	平成28年5月30日 平成28年5月30日	21
40 - 28	平成28年5月30日	45
41 - 28	平成28年6月13日	30
42 - 28 43 - 28	平成28年6月13日	35
43 - 28 53 - 28 54 - 28	平成28年6月13日 平成28年6月1日	80 <17
54 - 28	平成28年6月1日	<14
	平成28年6月22日	<18
56 - 28	平成28年6月24日	<17
57 - 28	平成28年6月16日	13
58 - 28 59 - 28	平成28年7月6日	15
59 - 28 60 - 28	平成28年7月6日 平成28年7月6日	15 19
61 - 28	平成28年7月6日	20
	平成28年4月22日	<18
64 - 28	平成28年6月24日	<14
67 - 28	平成28年6月13日	27
68 - 28	平成28年7月6日	<13
69 - 28 70 - 28	平成28年7月6日 平成28年7月6日	9 <19
71 - 28	平成28年7月6日	38
73 - 28	平成28年5月11日	29
74 - 28	平成28年5月11日	36
77 – 28	平成28年5月26日	66
78 – 28	平成28年6月1日	<16

○宮城県栗原市(旧一迫町)のたけのこ検査結果【平成27~30年度】

##		が中では 連門/の/こけの	- INCLUDING
	- x - 1		たけのこ
	来是	御宝口	
79 - 28	1117	別足口	検査結果
79 - 28			(Ba/kg)
80 - 28	70 00		
81 - 28			
82 - 28			
83 - 28		平成28年5月18日	
83 - 28	82 - 28	平成28年6月13日	<14
84 - 28	83 - 28	平成28年6月13日	<18
85 - 28		平成28年6月29日	
86 - 28			
87 - 28		平成28年6月29日	
88 - 28	87 - 28	平成28年6日20日	
89 - 28	88 - 28	平成28年6月20日	
90 - 28		平成20年0月29日	
91 - 28			
92 - 28			
93 - 28		<u> </u>	
94 - 28	92 - 28		
95 - 28		平成28年5月20日	12
96 - 28 平成28年6月1日 9 97 - 28 平成28年6月1日 <16			
97 - 28 平成28年5月26日 68 99 - 28 平成28年5月26日 55 100 - 28 平成28年5月26日 (19 101 - 28 平成28年5月26日 (19 101 - 28 平成28年5月26日 (17 102 - 28 平成28年5月26日 (17 102 - 28 平成28年5月26日 (19 103 - 28 平成28年5月26日 (19 104 - 28 平成28年5月26日 (12 106 - 28 平成28年6月22日 (15 107 - 28 平成28年6月22日 (14 108 - 28 平成28年6月22日 (17 109 - 28 平成28年6月22日 (14 110 - 28 平成28年6月22日 (14 111 - 28 平成28年6月16日 16 112 - 28 平成28年6月16日 69 17 - 29 平成29年5月9日 9.8 18 - 29 平成29年4月25日 9 44 - 29 平成29年4月25日 9 44 - 29 平成29年5月16日 12 45 - 29 平成29年5月16日 15 51 - 29 平成29年5月16日 15 <	95 - 28	平成28年5月30日	
97 - 28		平成28年6月1日	9
99 - 28		平成28年6月1日	
99 - 28			68
100 - 28	99 - 28	平成28年5月26日	
101 - 28			
102 - 28	101 - 28		
103 - 28		平成28年5月26日	
104 - 28			₹15
Total			
107 - 28			
108 - 28		平成20年6月22日	
109 - 28		平成20年0月22日	
110 - 28 平成28年6月12日 (14 111 - 28 平成28年6月16日 16 112 - 28 平成28年6月16日 69 17 - 29 平成29年5月9日 9.8 18 - 29 平成29年5月9日 13 23 - 29 平成29年4月25日 9 43 - 29 平成29年5月16日 7.2 44 - 29 平成29年5月16日 12 45 - 29 平成29年5月16日 15 50 - 29 平成29年5月16日 15 51 - 29 平成29年5月16日 15 52 - 29 平成29年5月16日 15 53 - 29 平成29年5月16日 15 54 - 29 平成29年5月16日 4.4 63 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年6月12日 4.4 65 - 29 平成29年4月28日 9.4 65 - 29 平成29年4月28日 9.4 65 - 29 平成29年6月15日 (7.6 67 - 29 平成29年6月27日 (7.1 68 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月		平成20年0月22日	
111 - 28 平成28年6月16日 16 112 - 28 平成28年6月16日 69 17 - 29 平成29年5月9日 9.8 18 - 29 平成29年5月9日 13 23 - 29 平成29年5月16日 7.2 44 - 29 平成29年5月16日 7.2 44 - 29 平成29年5月16日 11 50 - 29 平成29年5月16日 15 51 - 29 平成29年5月16日 15 52 - 29 平成29年5月16日 15 52 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月16日 4.4 63 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年4月28日 9.2 64 - 29 平成29年4月28日 9.4 65 - 29 平成29年4月28日 7.6 67 - 29 平成29年6月15日 7.6 67 - 29 平成29年6月27日 7.1 68 - 29 平成29年6月27日 4.6 77 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6		平成28年6月22日	
112 - 28 平成28年6月16日 69 17 - 29 平成29年5月9日 9.8 18 - 29 平成29年5月9日 13 23 - 29 平成29年4月25日 9 43 - 29 平成29年5月16日 7.2 44 - 29 平成29年5月16日 12 45 - 29 平成29年5月16日 11 50 - 29 平成29年5月16日 15 51 - 29 平成29年5月16日 15 52 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月16日 7.2 54 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年4月28日 9.2 64 - 29 平成29年4月28日 9.2 64 - 29 平成29年4月28日 9.4 65 - 29 平成29年4月28日 9.4 65 - 29 平成29年6月15日 7.6 67 - 29 平成29年6月27日 7.1 68 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 6 84 - 29 平成29年6月6日 7.2 98 - 29			
17 - 29 平成29年5月9日 9.8 18 - 29 平成29年5月9日 13 23 - 29 平成29年4月25日 9 43 - 29 平成29年5月16日 7.2 44 - 29 平成29年5月16日 12 45 - 29 平成29年5月16日 11 50 - 29 平成29年5月16日 15 51 - 29 平成29年5月16日 15 52 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月16日 4.4 63 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年4月28日 9.2 64 - 29 平成29年4月28日 9.4 65 - 29 平成29年4月28日 4.6 67 - 29 平成29年6月15日 4.6 77 - 29 平成29年6月27日 4.6 77 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 6 84 - 29 平成29年5月30日 19 85 - 29 平成29年5月30日 30 98 - 29 平成29年5月30日 <td></td> <td></td> <td></td>			
18 - 29 平成29年5月9日 13 23 - 29 平成29年4月25日 9 43 - 29 平成29年5月16日 7.2 44 - 29 平成29年5月16日 12 45 - 29 平成29年5月16日 11 50 - 29 平成29年5月16日 15 51 - 29 平成29年5月16日 15 52 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月9日 5.2 54 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年4月28日 9.2 64 - 29 平成29年4月28日 9.4 65 - 29 平成29年4月28日 6.6 66 - 29 平成29年6月15日 67 - 29 平成29年6月15日 77 - 29 平成29年6月27日 78 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 6 84 - 29 平成29年5月9日 19 85 - 29 平成29年5月30日 30 98 - 29 平成29年5月30日 30 98 - 29 平成29年5月30日 170 100 - 29 平成29年6月16日		17720 10711014	
23 - 29 平成29年4月25日 9 43 - 29 平成29年5月16日 7.2 44 - 29 平成29年5月16日 12 45 - 29 平成29年5月16日 11 50 - 29 平成29年5月16日 15 51 - 29 平成29年5月16日 15 52 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月9日 5.2 54 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年4月28日 9.2 64 - 29 平成29年4月28日 9.4 65 - 29 平成29年4月28日 6.6 66 - 29 平成29年6月15日 67 - 29 平成29年6月27日 67 - 29 平成29年6月27日 77 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 6 84 - 29 平成29年5月9日 30 98 - 29 平成29年5月30日 30 98 - 29 平成29年5月30日 170 100 - 29 平成29年5月30日 220 112 - 29 平成29年6月16日			
43 - 29 平成29年5月16日 7.2 44 - 29 平成29年5月16日 12 45 - 29 平成29年5月16日 11 50 - 29 平成29年5月16日 15 51 - 29 平成29年5月16日 15 52 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年4月28日 <9.2			
45 - 29 平成29年5月16日 11 50 - 29 平成29年5月16日 15 51 - 29 平成29年5月16日 15 52 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月9日 5.2 54 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年4月28日 <9.2	23 - 29	平成29年4月25日	9
45 - 29 平成29年5月16日 11 50 - 29 平成29年5月16日 15 51 - 29 平成29年5月16日 15 52 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月9日 5.2 54 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年4月28日 <9.2		平成29年5月16日	7.2
50 - 29 平成29年5月16日 15 51 - 29 平成29年5月16日 15 52 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月9日 5.2 54 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年4月28日 <9.2		平成29年5月16日	12
50 - 29 平成29年5月16日 15 51 - 29 平成29年5月16日 15 52 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月9日 5.2 54 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年4月28日 <9.2		平成29年5月16日	11
51 - 29 平成29年5月16日 15 52 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月9日 5.2 54 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年4月28日 <9.2	50 - 29	平成29年5月16日	
52 - 29 平成29年5月16日 6.6 53 - 29 平成29年5月9日 5.2 54 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年4月28日 <9.2	51 - 29	平成29年5月16日	
53 - 29 平成29年5月9日 5.2 54 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年4月28日 (9.2 64 - 29 平成29年4月28日 (9.4 65 - 29 平成29年4月28日 6.6 66 - 29 平成29年6月15日 (7.6 67 - 29 平成29年6月27日 (7.1 68 - 29 平成29年6月27日 4.6 77 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 6 84 - 29 平成29年5月9日 19 85 - 29 平成29年5月30日 350 99 - 29 平成29年5月30日 170 100 - 29 平成29年5月30日 220 112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39		平成29年5月16日	
54 - 29 平成29年6月12日 4.4 63 - 29 平成29年4月28日 (9.2 64 - 29 平成29年4月28日 (9.4 65 - 29 平成29年4月28日 (6.6 66 - 29 平成29年6月15日 (7.6 67 - 29 平成29年6月27日 (7.1 68 - 29 平成29年6月27日 4.6 77 - 29 平成29年6月6日 4.3 78 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 6 84 - 29 平成29年5月9日 19 85 - 29 平成29年5月9日 30 98 - 29 平成29年5月30日 350 99 - 29 平成29年5月30日 170 100 - 29 平成29年5月30日 220 112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39	53 - 29	平成29年5月9日	
63 - 29 平成29年4月28日 (9.2) 64 - 29 平成29年4月28日 (9.4) 65 - 29 平成29年4月28日 6.6 66 - 29 平成29年6月15日 (7.6) 67 - 29 平成29年6月27日 (7.1) 68 - 29 平成29年6月27日 4.6 77 - 29 平成29年6月6日 4.3 78 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 6 84 - 29 平成29年5月9日 19 85 - 29 平成29年5月30日 350 99 - 29 平成29年5月30日 170 100 - 29 平成29年5月30日 220 112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39			
64 - 29 平成29年4月28日 < 9.4			<92
65 - 29 平成29年4月28日 6.6 66 - 29 平成29年6月15日 <7.6			
66 - 29 平成29年6月15日 <7.6			
67 - 29 平成29年6月27日 〈7.1 68 - 29 平成29年6月27日 4.6 77 - 29 平成29年6月6日 4.3 78 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 6 84 - 29 平成29年5月9日 19 85 - 29 平成29年5月9日 30 98 - 29 平成29年5月30日 350 99 - 29 平成29年5月30日 170 100 - 29 平成29年5月30日 220 112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39		平成20年6日15日	√7.6
68 - 29 平成29年6月27日 4.6 77 - 29 平成29年6月6日 4.3 78 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 6 84 - 29 平成29年5月9日 19 85 - 29 平成29年5月9日 30 98 - 29 平成29年5月30日 350 99 - 29 平成29年5月30日 170 100 - 29 平成29年5月30日 220 112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39		平成20年6日27日	
77 - 29 平成29年6月6日 4.3 78 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 6 84 - 29 平成29年5月9日 19 85 - 29 平成29年5月9日 30 98 - 29 平成29年5月30日 350 99 - 29 平成29年5月30日 170 100 - 29 平成29年5月30日 220 112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39		平成20年6日27日	
78 - 29 平成29年6月6日 8 79 - 29 平成29年6月6日 6 84 - 29 平成29年5月9日 19 85 - 29 平成29年5月9日 30 98 - 29 平成29年5月30日 350 99 - 29 平成29年5月30日 170 100 - 29 平成29年5月30日 220 112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39		亚成20年6月6日	
79 - 29 平成29年6月6日 6 84 - 29 平成29年5月9日 19 85 - 29 平成29年5月9日 30 98 - 29 平成29年5月30日 350 99 - 29 平成29年5月30日 170 100 - 29 平成29年5月30日 220 112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39		並成20年6月6日	
84 - 29 平成29年5月9日 19 85 - 29 平成29年5月9日 30 98 - 29 平成29年5月30日 350 99 - 29 平成29年5月30日 170 100 - 29 平成29年5月30日 220 112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39	70 - 29	亚世20年6月6日	
85 - 29 平成29年5月9日 30 98 - 29 平成29年5月30日 350 99 - 29 平成29年5月30日 170 100 - 29 平成29年5月30日 220 112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39		<u> </u>	
98 - 29 平成29年5月30日 350 99 - 29 平成29年5月30日 170 100 - 29 平成29年5月30日 220 112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39			
99 - 29 平成29年5月30日 170 100 - 29 平成29年5月30日 220 112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39			
100 - 29 平成29年5月30日 220 112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39		<u> </u>	
112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39	99 - 29		
112 - 29 平成29年6月16日 22 113 - 29 平成29年6月16日 39	100 - 29		
	[112 - 29]		
<u> 114 - 29 平成29年6月16日 18 </u>			
	114 - 29	平成29年6月16日	18

〇宮城県栗原市(旧一迫町)のたけのこ検査結果【平成27~30年度】

		たけのこ
番号	測定日	検査結果 (Bq/kg)
115 00	平成29年5月19日	
115 - 29 116 - 29	平成29年5月19日 平成29年5月19日	18 13
$\frac{110 - 29}{117 - 29}$	平成29年5月19日	21
118 - 29	平成29年5月9日	17
119 - 29	平成29年5月19日	58
120 - 29	平成29年5月19日	17
121 - 29	平成29年5月19日	21
122 - 29	平成29年5月24日	<8.6
123 - 29	平成29年5月24日	<6.5
17 - 30	平成30年5月10日	8.1
18 - 30	平成30年5月10日	<16
25 - 30	平成30年5月23日	11
26 - 30	平成30年5月23日	9.9
29 - 30	平成30年5月30日	<17
30 - 30	平成30年5月30日	<17
53 - 30	平成30年5月9日	<19
54 - 30	平成30年5月31日	<16
55 - 30	平成30年5月31日	<18
63 - 30	平成30年4月25日	<18
64 - 30	平成30年6月7日	12
84 - 30	平成30年5月9日	<18
85 - 30 98 - 30	平成30年5月9日	<17
	平成30年5月21日 平成30年5月22日	<16
99 - 30 100 - 30	平成30年5月22日 平成30年5月21日	<18 <14
100 - 30	平成30年5月21日	<14
102 - 30	平成30年5月22日	9.6
103 - 30	平成30年5月22日	20
104 - 30	平成30年5月22日	<16
105 - 30	平成30年5月22日	9.1
119 - 30	平成30年4月24日	<20

実測値	真数値
20.1	12.8
350	350
3.3	3.3
9.5	9.5
36.6	2.2
	46
153	
	20.1 350 3.3 9.5 36.6

注:「不検出」のデータには、最低下限値を代入して計算 ※ 検査年度は枝番で表示

備粘 検査結果 (Bq/kg) **~16** 9.9 <17 1 8.1 照 H30.5.10 H30.5.10 H30.5.30 H30.5.30 H30.5.23 H30.5.23 Ш 検査| 9.8 13 検査結果 (Bq/kg) H29 H29.5.9 H29.5.9 H29.4.25 検査日 <19 8.9 <18 \ <1.6 46 35 <u><14</u> 718 35 30 45 21 8 29 36 43 22 <u>~</u>18 15 16 検査結果 (Bq/kg) H28 H28.6.15 H28.6.15 H28.6.13 H28.6.13 H28.4.20 H28.6.13 H28.5.30 H28.5.30 H28.6.13 H28.5.31 H28.5.31 H28.5.17 H28.6.1 H28.5.17 H28.5.30 H28.6.1 H28.6.2 検査日 H28.5.31 H28.6.1 H28.5.31 H28.6.1 H28.6.1 H28.6.1 H28.6.1 <19 <19 検査結果 13 20 Ba/kg) H27 H27.5.13 H27.5.20 H27.5.20 H27.5.20 検査日 29 33 T 62 53 16 66 15 16 16 16 1 4 2 8 2 1 53 <u> 1</u> 検査結果 (Bq/kg) H26 H26.5.16 H26.5.20 H26.5.30 H26.5.30 H26.5.30 H26.5.30 H26.5.30 H26.5.30 H26.5.30 H26.6.13 H26.5.16 H26.5.2 H26.5.30 H26.5.30 H26.5.30 H26.5.30 H26.5.30 H26.6.25 H26.5.16 H26.5.16 H26.5.20 H26.5.20 H26.5.29 H26.5.29 H26.5.20 検査日 H26.5.2 150 36 15 15 318 <10 検査結果 61 3 (Bq/kg) H25 H25.6.5 H25.5.22 H25.5.30 H25.6.26 H25.7.16 H25.5.22 H25.5.30 H25.5.30 H25.6.6 H25.5.30 H25.6.5 H25.6.6 H25.6.6 H25.7.3 H25.5.2 検査日 4 40 検査結果 (Bq/kg) H24 H24.6.29 H24.6.20 H24.6.6 Ш 検査[被 番 号 5 5 18 19 19 20 22 23 24 27 26 27 28 28 유 € 4 888 12 17 42 9 ω o 竹 番 号 12 7 9 Ξ 13 15 16 17 8 8 က S 9 7 œ 6

備老 <19 <16 <u>~</u> 検査結果 (Bq/kg) 엹 H30.5.31 H30.5.31 H30.4.25 Ш H30.5.9 H30.6.7 検査| 5.2 4.9.2
6.6
6.6
7.1
4.6 9.9 4.4 検査結果 4.3 (Bq/kg) H29 H29.5.16 H29.5.16 H29.4.28 H29.6.15 H29.5.16 H29.5.9 H29.5.16 H29.5.16 H29.5.16 H29.4.28 H29.6.12 H29.4.28 検査日 H29.6.27 H29.6.27 H29.6.6 H29.6.6 H29.6.6 <14 <18 <18 <13 <19 <16 80 32 40 13 15 15 20 38 検査結果 1 (Ba/kg) H28.7.6 H28.7.6 H28.5.18 H28.6.13 H28.6.13 H28.6.22 H28.6.24 H28.6.16 H28.6.24 H28.6.13 H28.5.26 H28.6.13 検査日 H28.7.6 H28.7.6 H28.4.22 H28.7.6 H28.7.6 H28.7.6 H28.5.26 H28.6.1 H28.6.1 H28.5.17 H28.6.1 H28.6.1 H28.5.11 H28.5.11 <15 2 18 <18 ✓18 15 Q19 <19 検査結果 7 (Bq/kg) H27 H27.5.13 H27.4.28 H27.6.17 H27.6.3 H27.4.28 Ш H27.7.7 H27.7.7 H27.7.7 H27.7.7 梅香[85 94 12 30 30 30 30 30 18 14 27 検査結果 (Bq/kg) H26 46 H26.6.19 38 H26.5.14 15 H26.5.14 H26.5.30 H26.5.30 H26.5.29 H26.5.30 H26.5.30 H26.5.30 H26.5.30 H26.5.30 H26.5.29 検査日 H26.6.4 H26.6.4 検査結果 (Bq/kg) 220 62 48 012 87 <10 3 H25 H25.7.16 H25.5.30 H25.6.26 H25.7.16 H25.5.30 H25.5.30 H25.6.6 H25.6.6 H25.7.3 H25.7.4 Ш H25.7.3 検査 検査結果 (Bg/kg) 28 33 H24.6.29 H24.6.29 H24.5.2 Ш 検査[被 等 中 44 5 46 50 51 52 53 55 55 56 60 60 61 65 67 67 67 89 67 17 8 6 74 8 6 75 8 2 83 82 女 一 本 中 19 20 22 23 24 25 26 21 28 29 8 388 31

栗原市(旧一迫町)

備粘 (18 (17 ^16 18 18 414 9.6 20 716 714 <20 検査結果 9.1 (Bq/kg) H30.5.22 H30.5.22 H30.5.22 H30.5.22 H30.5.22 H30.5.22 H30.5.9 H30.5.9 H30.4.24 検査日 H30.5.21 H30.5.21 350 170 220 検査結果 (Bg/kg) 21 <8.6 <6.5 21 58 17 H29 H29.5.9 H29.5.9 H29.5.30 H29.5.30 H29.5.30 H29.5.19 H29.5.19 H29.5.19 H29.5.19 H29.5.19 H29.5.24 H29.5.24 H29.5.9 H29.5.9 H29.6.16 H29.6.16 H29.6.16 検査日 55 19 17 (13 <16 2 2 2 2 <u>0</u> **<15** 12 12 13 <15 417 <16 89 <17 41 69 検査結果 8.1 $\frac{1}{2}$ (Bq/kg) H28 H28.5.20 H28.5.20 H28.5.20 H28.6.29 H28.6.29 H28.6.29 H28.6.1 H28.5.26 H28.6.29 H28.5.26 H28.5.26 H28.6.16 H28.6.29 H28.5.26 H28.5.20 H28.5.30 H28.5.26 H28.5.26 H28.5.26 H28.6.22 H28.6.16 検査日 H28.5.26 H28.6.22 H28.6.22 H28.6.22 H28.6.22 H28.6.1 21 31 検査結果 (Bq/kg) H27 H27.6.30 H27.7.7 H27.7.7 検査日 検査結果 (Ba/kg) H26 Ш 検査| 検査結果 (Ba/kg) H25 検査日 検査結果 (Bq/kg) H24 検査日 檢体 番号 90 101 104 105 105 108 109 114 118 901 115 140 119 107 9 123 120 85 86 87 888 96 95 97 86 122 93 91 竹林 番号 35 36 38 39 4 42 43 44 45 46 48 37 47 41

